

第 3 7 号議案参考資料

議 案 名

市道の路線の認定について

路 線 名	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
市 道 第 2 3 4 5 号 線	1 . 8 2 ～ 4 . 0 0	9 9 . 9 5	
市 道 第 3 7 3 6 号 線	4 . 1 0	6 4 . 0 3	
市 道 第 4 5 1 3 号 線	4 . 5 0	4 7 . 4 3	
市 道 第 5 7 6 5 号 線	4 . 5 0	9 1 . 6 4	
市 道 第 5 7 6 6 号 線	4 . 5 0	7 2 . 6 6	
市 道 第 5 7 6 7 号 線	4 . 2 0	8 3 . 8 6	

1 市道第 2 3 4 5 号線

この路線は、桶川市大字川田谷地内の幅員 1 . 8 2 メートルから 4 . 0 0 メートルまで、延長 9 9 . 9 5 メートルの道路です。

一部が桶川西分署庁舎建設工事の区域に含まれる既存の市道第 2 3 1 6 号線の廃止に伴い、区域外となった当該路線の一部を再認定しようとするものです。

2 市道第3736号線

この路線は、桶川市上日出谷南一丁目地内の幅員4.10メートル、延長64.03メートルの道路です。

都市計画法第29条の規定に基づき許可を得て開発された宅地造成地内の道路であり、同法第40条第2項の規定により市に帰属されたため、認定しようとするものです。

3 市道第4513号線

この路線は、桶川市朝日一丁目地内の幅員4.50メートル、延長47.43メートルの道路です。

都市計画法第29条の規定に基づき許可を得て開発された宅地造成地内の道路であり、同法第40条第2項の規定により市に帰属されたため、認定しようとするものです。

4 市道第5765号線

この路線は、桶川市末広三丁目地内の幅員4.50メートル、延長91.64メートルの道路です。

都市計画法第29条の規定に基づき許可を得て開発された宅地造成地内の道路であり、同法第40条第2項の規定により市に帰属されたため、認定しようとするものです。

5 市道第5766号線

この路線は、桶川市坂田西二丁目地内の幅員4.50メートル、延長72.66メートルの道路です。

都市計画法第29条の規定に基づき許可を得て開発された宅地造成地内の道路であり、同法第40条第2項の規定により市に帰属されたため、認定しようとするものです。

6 市道第 5 7 6 7 号線

この路線は、桶川市坂田西三丁目地内の幅員 4 . 2 0 メートル、延長 8 3 . 8 6 メートルの道路です。

都市計画法第 2 9 条の規定に基づき許可を得て開発された宅地造成地内の道路であり、同法第 4 0 条第 2 項の規定により市に帰属されたため、認定しようとするものです。